

岡山県農業経営相談所専門家登録派遣要領

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

平成30年8月1日 施行

平成31年3月12日 改正

平成31年4月24日 改正

令和2年4月1日 改正

第1 目的

岡山県農業経営相談所（以下「相談所」という。）において、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、専門家を登録するとともに、専門家を派遣して経営相談、診断、指導、支援を行うこととしており、その登録及び派遣等については、岡山県が定める農業経営相談所事務手続（以下「県事務手続」という。）により実施するが、その円滑な実施を行うため、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という。）の専門家登録派遣要領を定める。

第2 登録要件

専門家は、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記1に規定する次の専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者とする。

- ① 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士 等
- ② 経営コンサルタント（経営学修士取得）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師 等
- ③ 大学教授、農業法人経営者 等

第3 活動内容

（1）専門家リーダーの活動

専門家リーダーは、重点指導農業者及び相談者から経営の概要を聞き取り、経営状況の診断、経営戦略の策定、専門家支援チームの編成等を行い、それらを内容とする「相談カルテ」を作成する。

また、専門家支援チームを派遣する際は、リーダーとしてチームを統括する。

（2）専門家支援チームの活動

専門家リーダーの作成した相談カルテによる経営戦略に応じた専門家によるユニット体制として専門家支援チームを編成し、重点指導農業者及び相談者の経営戦略の実現に向けた助言、フォローアップ等の伴走支援を実践する。

（3）その他

専門家は、農業経営相談所の要請に応じて、経営戦略会議での助言、研修会・セミナーでの講師、相談窓口・相談会での相談対応を行う。

第4 専門家登録

専門家は、連携会議構成団体及び連携機関等からの候補者の推薦（様式第1号）を受け、伴走支援に適切な専門家を登録する。登録にあたっては、登録承諾書（様式第2号）を徴する。ただし、過去において登録した実績のある専門家については、連携会議構成団体及び連携機関等からの候補者の推薦を省略することができる。

第5 謝金等

謝金は、別紙謝金単価による。旅費、交通費については財団の規程による。

第6 活動報告

派遣された専門家は、毎回、相談所に経営支援報告書（様式第3号）を提出する。相談所は、経営支援経費計算書及び請求書（様式第4号）を作成し、専門家に送付する。専門家は請求書に押印し、財団理事長に請求する。

第7 活動期間

専門家としての活動期間は、原則として、登録後、当該年度終了日までとする。ただし、必要に応じて継続することができる。

第8 専門家の登録解除

専門家が次のいずれかに違反した場合は、登録を解除することができる。

(1) 守秘義務

- ① 専門家は、指導上知り得た担い手等の秘密を厳守するものとする。
- ② また、相談所の運営、事業等に関して知り得た情報についても、相談所の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

(2) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 著しく相談所又は本事業の信用を損なうような行為
- ② 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為
- ③ 担い手等に対し、相談所の同意を得ずに行った自らの営業行為
- ④ 相談所の同意を得ず、直接担い手等と行った訪問日や指導計画の調整

附則(平成31年3月12日改正)

「別紙 岡山県農業経営相談所専門家等の謝金等単価」については、平成31年度以降における専門家派遣について適用し、平成30年度における派遣については、従前の例による。

附則(令和2年4月1日改正)

この要領の改正は、令和2年4月1日から適用する。